

○やまと広域環境衛生事務組合職員等の旅費に関する条例

(平成23年3月1日条例第18号)

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員等の旅費)

第2条 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費については、御所市職員等の旅費に関する条例（昭和33年御所市条例第47号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。